

育児休業給付次回支給申請日指定通知書（事業主通知用）

個人番号登録あり

事業所番号	1211-620318-1	事業所名略称	株式会社ひなたライフ		資格取得年月日
被保険者番号	5112-653961-9	氏名	アヤマ 升口		040224
次回支給単位期間その1	070228-070328		次回支給申請期間	次回支給申請年月日	休業開始年月日
次回支給単位期間その2	070329-070428		070329-070630		051029

管轄公共職業安定所 〒260-0842 千葉市中央区南町2-16-3  
 の所在地・電話番号 TEL043-300-8609  
 交付 令和 7 年 3 月 11 日

千葉南

公共職業安定所



2022. 9

注 意

- 1 育児休業給付受給資格確認・否認通知書、育児休業給付金支給決定通知書及び次回の支給申請を行うときに使用するべき育児休業給付金支給申請書については、当該被保険者本人に対して郵送されます。
- 2 第1面の「次回支給単位期間その1・その2」について、記載事実に誤りのないことを証明した上で、第1面の「次回支給申請年月日」に育児休業給付金支給申請書を事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出してください。  
なお、初回の支給申請に限っては、最初の支給単位期間の初日から起算して4か月を経過する日の属する月の末日までに行ってください。